

記入例

年月日	常務理事	事務長	部長	課長	係長
年月日					

この部分には記入しないでください。

はり・きゅう 償還払い用

①マイナポータル②資格情報
のお知らせ③資格確認書
(健康保険証)のいざれかを
見て正確にご記入ください

該当する方に○を付けてください。

被扶養者 療養費 支給申請書 (はり・きゅう用)

被 保 險 者 者 が 記 入 す る と こ ろ	⑦ 被保険者等 記号・番号	① 生年月日	⑦ 被保険者の(フリガナ) (申請者) 氏名	ホウドウ タロウ 報道 太郎	
	1 2 3	4 5 6 7 (昭和 平成 令和 49年12月1日)			
	療養が被扶養者に 関する時はその方の 名	該当せず	⑦ 生年 月日	昭和 平成 令和 年月日	⑦ 被保険者 との続柄
	⑥ 被保険者の (申請者) 住 所	カナガワケン ○○シ ○○チョウ 〒 △△△-△△△△ 神奈川県○○市○○町△△-△△-△△△			TEL △△△ (△△△) △△△△
	⑦ 事 業 所 の 名 称	(勤務先名称) ○○○株式会社	⑦ 事 業 所 (勤務先住所) の 所 在 地	東京都中央区○○ △-△△-△△△ ○○ビル	
	⑧ 傷 病 名	(医師が同意している傷病名) 例 神経痛	⑧ 療養開始日	平令△△年6月1日	
	⑨ 発病の原因 及び経過	[発病日時・場所等] ※1~6は必ずご記入ください 平令 年月日 (曜日) □ 午前・□ 午後 時 分頃 1. 発病をした日は次のうちどれにあたりますか。 □ 出勤日・□ 休日(定休日・休暇を含む) □ その他() 2. 発病をした時間帯は次のうちどれにあたりますか。 □ 勤務時間中・□ 通勤途中(□出勤・□退勤) □ 出張中・□ 私用・□ その他() 3. 発病に至った場所は次のうちどれにあたりますか。 □ 会社内・□ 道路上・□ 自宅 □ その他()	4. 発病の原因は次のうちどれにあたりますか。 □ 交通事故・□ 暴力(ケンカ) □ スポーツ中(□職場の行事・□職場の行事以外) □ 動物による負傷(飼い主□有・□無) □ あてはまらない 5. 「上記4」にあてはまる場合、あなたは次のうちどれにあたりますか。 □ 被害者・□ 加害者・□ 相手無 6. 発病の状況・原因を具体的に記入してください。		
	施術を受けた 施術所等	⑧ 名 称	○○鍼灸治療院	⑧ 施術者氏名	○○ ○○○
	⑩ 所在地	東京都○○区○○町 △-△△-△			
⑪ 施 術 期 间 (支給期間)	対象月 自 1 月 至 ○○年1月10日 ○○年1月20日	施術日数 3 日	⑫ 施術に要した費用の額 △, △△△ 円		
⑬ 施 術 の 内 容	はり・きゅう 他 (わかる範囲でご記入ください)	⑭ 療養の給付を受ける ことができなかつた理由	償還払いのため		

令和△△年2月20日提出

※ / 受付日付印

はり・きゅうの施術を受けた日です。

例えば、1/10、12、20に施術を受けた場合は、
(自)令和○○年1月10日~(至)令和○○年1月20日
の3日間となります。

領収書の金額を
ご記入ください

記入例

委 任 状	本請求に基づく給付金の受領方を代理人に委任します		令和△△年△△月△△日
	① 被保険者 (申請者)	住所 氏名	神奈川県○○市○○町△△-△△-△△△ 報道 太郎
	② 代理人	住所 氏名	東京都中央区○○△-△△-△△△○○ビル ○○○ 株式会社 代表取締役 ○○ ○○○ 事業主(勤務先)記入

【記入上の注意】

1. 標題の「被保険者」「被扶養者」の文字はいずれか該当する方をマルで囲んでください。
2. 1で「被保険者」にマルをされた方は①④の欄に“該当せず”とご記入ください。
「被扶養者」にマルをされた方は②⑤の欄に必ずご記入ください。
3. 任意継続被保険者の方は⑦の欄に“任意継続”とご記入ください。
4. ⑧「発病の原因及び経過」の欄を必ずご記入ください。
5. 「委任状」の欄は①の欄は被保険者(申請者)が、また②の欄は代理人(事業主)がご記入ください。

【注意事項】

1. 曆月ごとに申請してください。
2. はり・きゅうの施術期間中に同一傷病に対する療養費支給と、医療機関での保険診療の併用はできません。療養費の支給には、併給の確認のほか、内容確認・審査を経て支給決定を行いますので、施術月より、3ヶ月程度かかることがあります。予めご了承ください。

【添付書類について】

- 1 療養費支給申請書(施術者記入様式)
施術者に施術内容等の証明を受けてください。
- 2 領収証(原本)
全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるものを受け取ってください。
- 3 医師の施術同意書(原本)
初診日から6ヶ月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は、再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。また、同意期間内において2回目以降の請求については、施術同意書の添付省略または施術同意書(写し)の添付で差支えありません。
- 4 施術報告書(写し)
施術者から施術を同意した医師への施術報告書が提出されたことによる「施術報告書交付料」の算定がされている場合は、施術者が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。